

令和3年度 7月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年7月30日(金) 午後3時00分から4時00分
- 2 開催場所 西区役所 健康センター棟3階 大会議室
- 3 出席委員 (15人)

1番 (会長) 本間雄一	2番 本間直一	3番 池田一彦
4番 江端美春	5番 大嶋喜芳	6番 梶原政好
7番 高杉隆司	8番 高井利明	9番 原田秀一
10番 松井市雄	11番 岩野惣市郎	12番 鈴木淳子
13番 丸山和秀	14番 渡邊正行	
15番 (会長職務代理者) 渡部藤四夫		
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (16人)

中澤美知男	西山五十志	若杉 隆義	猪爪 清正	山本 秀樹
本間 正三	小林 隆	小林 一芳	長谷川 孝	朝妻 正行
白井 貞一	茨木 栄一	阿部 保則	武田 正兄	永井 昌夫
田澤 利英				
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議 事

議案第28号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第29号	事業計画変更承認申請に関する処分決定について
議案第30号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第31号	新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員(西区)の選任に関する要綱(案)について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
- 7 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	上田 芳則	農政振興係長	五十嵐芳彰

8 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより7月定例総会を開催します。 議事日程に従い進めさせていただきます。 本日は、全員ご出席です。 本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 また本日は、農業委員会等に関する法律第29条の規定により、農地利用最適化推進委員の皆さんからもご出席いただいております。 それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。 議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、14番、渡邊正行委員、15番、渡部藤四夫委員を指名します。 それでは、議事として提案している案件に入ります。 議案第28号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてと、議案第29号、事業計画変更承認申請に関する処分決定については、関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>始めに案件を地区別にまとめた表を説明しますので、4ページをお開き下さい。 7月総会における許可案件は、坂井輪地区、5条許可2件、中野小屋地区、5条許可1件、黒埼地区、事業計画変更承認1件、5条許可3件、計4件、全地区合計7件です。 それでは、議案を説明します。 説明の都合上、8ページ、議案第29号、事業計画変更承認申請に関する処分決定について、先に説明します。 第2地域、黒埼地区です。1号、所在は西区金巻で、畑2筆、41㎡について、当初計画者から事業承継者に権利移転するもので、転用内容は、個人住宅建築敷地です。令和2年1月31日、新西区農委指令第2号で許可を受けています。 なお、事業承継者から、議案第28号の第6号で、農地法第5条許</p>

<p>議 長</p> <p>第 1 地域調査委員長 (1 2 番)</p>	<p>許可も同時に申請されております。</p> <p>6 ページ、議案第 2 8 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第 1 地域坂井輪地区です。1 号、所在は西区新通で、畑 1 筆、1 9 8 m²を、売買する案件です。申請理由は学童保育施設グラウンド敷地として利用するため、買い受けるもので、農地区分は第 3 種農地です。</p> <p>2 号、所在は西区坂井 2 丁目で、畑 1 筆、4 1 1 m²を、使用貸借権設定する案件です。申請理由は個人住宅建築敷地で、農地区分は第 3 種農地です。</p> <p>第 1 地域、中野小屋地区です。3 号、所在は西区槇尾で、畑 3 筆、3 0 3 m²を、売買及び使用貸借権設定する案件です。申請理由は個人住宅建築敷地、農地区分は第 3 種農地で、都市計画法第 2 9 条の申請が出されています。</p> <p>第 2 地域、黒埼地区です。4 号、所在は西区金巻で畑合計 3 筆、1, 2 6 2 m²のうち、7 2 m²について、賃貸借により送電線工事仮設現場敷地とする一時転用の案件で、農地区分は農用地です。転用による工事期間は令和 3 年 8 月 2 5 日から令和 4 年 2 月 2 4 日までです。</p> <p>5 号、所在は西区金巻で、畑 4 筆、1, 8 9 9 m²のうち、8 7 0 m²を賃貸借により送電線工事仮設現場敷地とする一時転用の案件で、農地区分は農用地です。転用による工事期間は、令和 3 年 8 月 2 5 日から令和 4 年 1 月 2 6 日までです。</p> <p>6 号、所在は西区金巻で、畑 2 筆、4 1 m²を売買する案件です。申請理由は個人住宅建築敷地で、農地区分は第 3 種農地です。議案第 2 9 号の事業計画変更承認申請及び都市計画法第 2 9 条の申請が出されています。</p> <p>以上、すべて調査委員会案件です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、各地域調査委員長から報告をお願いします。</p> <p>調査案件は、議案第 2 8 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、3 件です。</p> <p>1 号、坂井輪地区です。7 月 2 0 日に申請地の現地確認を行ったところ、現況は休耕畑でした。申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>また代理人への聞き取り調査で、申請地の場所及び面積、申請理由、</p>
---	---

<p>第2地域調査委員長 (14番)</p>	<p>転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。申請地は、第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（a）「住宅もしくは事業用施設が連たん」する区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>2号、坂井輪地区です。7月20日に申請地の現地確認を行ったところ、現況は休耕畑でした。申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>また代理人への聞き取り調査で、申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。申請地は、第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（b）「街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている」区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>3号、中野小屋地区です。7月20日に申請地の現地確認を行ったところ、現況は休耕畑でした。申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>また代理人への聞き取り調査で、申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。申請地は、第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（a）「住宅もしくは事業用施設が連たん」する区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>調査案件は、議案第28号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、3件、及び議案第29条、事業計画変更承認申請に関する処分決定について、1件です。</p> <p>始めに、議案第28号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>4号、黒埼地区です。高圧送電線張替工事のエンジン場・ドラム場・</p>
----------------------------	---

	<p>資材運搬路は、農地法施行規則第29条第13項に該当し、転用許可を要しないこととなっていますが、これに該当しない休憩所・資材倉庫・トイレ等の用途は、転用許可を要するため、今回の申請となりました。</p> <p>7月20日に申請地の現地確認を行ったところ、現況は畑及び休耕畑でした。申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>また聞き取り調査で、申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は農用地で、転用許可基準ア－（イ）－c「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためのもので、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること。」に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>5号は黒埼地区です。先の4号の工事と発注元が同じ案件で、委託を受けた事業者が申請を行うものです。</p> <p>7月20日に申請地の現地確認を行ったところ、現況は休耕畑でした。申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>また聞き取り調査で、申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は、農用地で、転用許可基準ア－（イ）－c「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためのもので、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること。」に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>6号は黒埼地区です。8ページ、事業計画変更承認申請1号の関連案件です。令和2年1月に当初の計画者が、個人住宅建築敷地として農地法第5条許可を受け、同年2月に着工予定でしたが、実行不能となり、転用目的を達成しないままとなっていました。この度、購入</p>
--	---

議 長	<p>を希望する方が転用事業計画を承継することとなりました。</p> <p>7月20日に申請地の現地確認を行ったところ、現況は休耕畑でした。また代理人への聞き取り調査で、申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び第各地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第28号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第28号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第28号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第29号、事業計画変更承認申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第29号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第29号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第30号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案を説明する前に、案件を事業別、地区別にまとめた5ページの総括表をご覧ください。</p> <p>上段の利用権設定等促進事業は、賃貸借権設定の新規分10年1件、所有権移転、売買2件、交換2件、計4件、賃貸借権設定、更新分の移転はなく、全地区合計5件の申請です。</p> <p>次に、中段の農地中間管理事業は、10年1件、全地区合計1件の申請です。</p>

	<p>次に、下段の農地中間管理事業配分計画は、賃貸借権設定新規1件、配分計画移転1件、全地区合計2件の申請です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>9ページ、議案第30号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>10ページ、新規分です。黒埼地区3件、面積は2,289㎡、四ツ郷屋地区2件、面積は1,059㎡、合計5件、面積は3,348㎡です。</p> <p>11ページ、合計の実績表です。更新分がなかったため、新規の地区別実績表と同じです。</p> <p>12ページ、提案文です。</p> <p>「議案第30号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。</p> <p>令和3年7月30日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」</p> <p>提案文以降が内訳で、それぞれの契約内容になります。</p> <p>12ページ1号は、利用権設定を行うもの、13ページ1号、2号は、売買による所有権移転を行うもの、14ページ1号、2号は、交換による所有権移転を行うものです。</p> <p>15ページ、新潟県農林公社が農地中間管理事業により農地を借り受けるものの新規の地区別実績表です。黒埼地区1件、面積が5,603㎡、全地区合計1件、面積は5,603㎡です。</p> <p>16ページ、合計の地区別実績表です。今月は新規分のみで更新分がなかったため、新規と同じ表になります。</p> <p>17ページ、1号が内訳です。</p> <p>18ページ、定例総会で議案承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和3年8月16日です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第30号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。</p> <p>議案第30号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>議案第30号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第31号、新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員(西区)の選任に関する要綱(案)について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>23ページ、議案第31号、新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員(西区)の選任に関する要綱(案)」についてです。</p> <p>来年4月、農業委員会が統合されることに伴い、先般、農業委員と推進委員の定数条例が改正されました。これに伴い、西区を担当する推進委員を選任するための手続きなどを定めた要綱案を制定することになりました。</p> <p>要綱案は24、25ページのとおりですが、要綱案を説明する前に、資料1から4を先に説明します。</p> <p>資料1、新委員選任のスケジュールです。本日7月30日の定例総会で、この議案をご審議いただいています。8月1日に発行する「西区農業委員会だより」に、募集チラシを折り込み、委員の募集や農業委員会の統合の周知を図ります。10月1日から委員募集を開始します。募集要項は西区農業委員会事務局と西区農政商工課で配布するほか、市のホームページからもダウンロードできるようにします。応募書類の提出期限は11月1日です。来年1月に、応募者の中から農業委員・推進委員の候補者を決定する評価会議を開催します。農業委員は、農林水産部農林政策課が所管する農業委員評価会議で、推進委員は、各農業委員会が所管する推進委員評価委員会で、それぞれ評価し、候補者を決定します。その後、農業委員の候補者は議会の同意を得て3月に選任されます。また推進委員の候補者は、4月に開催する1回目の定期総会で承認を受け、選任する予定です。</p> <p>資料2「西区農業委員会だより」に折り込んだ、募集チラシと同じ内容です。新潟市全体の委員定数は農業委員24人以内、推進委員160人以内です。そのうち推進委員は区ごとに募集することとし、西区では20人募集します。その他、農業委員、推進委員の任期、報酬、業務、対象、応募方法などを記載しています。</p> <p>裏面は6農業委員会の統合の説明です。現在6つある農業委員会は、令和4年4月1日に1つに統合され、現在の農業委員会事務局は、新潟市農業委員会の区事務所に変更され、西区農業委員会事務局は、新潟市農業委員会西区事務所になります。</p>

	<p>資料3「新潟市農業委員会の農業委員募集要項」です。これは農業委員の募集や選任の事務を担当する農林政策課が作成したもので、全市で24人の農業委員を募集する要項となります。</p> <p>資料4「新潟市農業委員会の農地利用最適化推進委員（西区）募集要項（案）」です。議案第31号でご審議いただき、西区の推進委員の選任要綱案が了承されたことを受けて決定される募集要項案として添付しました。</p> <p>こちらの資料3及び4は、10月1日から農業委員会事務局などに備え付け、委員募集を開始します</p> <p>24ページ、新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員（西区）の選任に関する要綱案です。</p> <p>農業委員会の統合により、これまでの推進委員選任要綱の文言などに2点の修正を加えました。</p> <p>一点目は、対象を新潟市西区農業委員会の推進委員から新潟市農業委員会の推進委員に改めたこと、二点目は、これまでの条例では、西区農業委員会の推進委員を20名以内と規定していましたが、新しい条例では、新潟市全体で160名以内と規定されるのみとなりました。そのため、西区分として20名を募集する旨を規定することが必要です。本要綱の第2条で「総人数は20名以内とする。」という文言を追加しています。</p> <p>26から28ページまでは、推薦又は応募の様式です。</p> <p>適任者を推進委員として個人が推薦する場合は別紙様式1を、法人又は団体が推薦する場合は別紙様式2を、自ら応募する場合は別紙様式3を提出いただくこととなります。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第31号「新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員（西区）の選任に関する要綱（案）について」をお諮りします。</p> <p>議案第31号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
議 長	<p>議案第31号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p>

<p>事務局</p>	<p>次に、報告事項に入ります。報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について、一括して事務局から説明をお願いします。</p> <p>19ページ、報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）についてです。</p> <p>新規分の地区別実績表で、黒埼地区1件、面積、5,603㎡、全地区合計1件、面積、5,603㎡です。</p> <p>20ページ、合計の地区別実績表ですが、新規と同じ表となります。</p> <p>21ページの1号は内訳です。</p> <p>22ページの1号は中間管理権の移転に関するものです。</p> <p>農用地利用配分計画（案）は、移転分も含めて2件です。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明者が変わります。4ページです。農地係所管の報告事項を説明する前に、地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計17件です。</p> <p>29ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。全地区合計6件、田合計6筆、4,836㎡の解約を受理しました。</p> <p>31ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。全地区合計4件、田畑合計73筆、47,161.61㎡の相続による届出を受理しました。農業委員会による農地売却等あつせんの希望はありませんでした。</p> <p>32ページ、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。全地区合計1件、田合計12筆、1,008.44㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>33ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。全地区合計11件、田畑合計11筆、1,596㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>35ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局から照会があったもの1件、家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地として回答しました。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了します。</p> <p>次に、7月5日に農地部会を開催しておりますので、松井農地部会長から会議内容の報告をお願いします。</p>
農地部会長(10番)	<p>7月5日に開催した農地部会について報告します。</p> <p>出席委員は農業委員、推進委員あわせて15名、協議議題は違反転用に係る農地パトロールの実施についてでした。</p> <p>今回も昨年度同様、新型コロナウイルス感染症対策のため、第1地域を坂井輪地区、内野地区、赤塚地区と四ツ郷屋地区、中野小屋地区の4地区に、また第2地域を2班に分けてパトロールを実施することにしました。</p> <p>例年、新潟県農業会議が示す農地パトロール実施要領に基づいて、実施してきましたが、今年度は、農地法の利用状況調査と荒廃農地調査の統合による農水省の通知の遅れから間に合いませんでしたので、昨年度の実施要領に基づき、実施しました。</p> <p>具体的には、違反転用農地の状況確認に加えて、転用許可済案件の利用状況確認や、営農型太陽光発電設備の営農状況、また新規参入者の営農状況確認などについて、調査を行うこととしました。</p> <p>また、各地区で実施した調査内容を共有するため、対策委員会前に、農地パトロール実施後の検討会議を行うこととし、そこで問題がある農地は方針案を決定することとしました。</p> <p>違反転用にかかる指導方針は、各地域で協議し、悪質な事例は、11月に呼び出しによる事情聴取を実施することとし、すべての違反転用者に対して、文書による是正指導を行うことを決定しました。以上です。</p>
議 長	<p>次に、27、28日に各地域の「違反転用に係る農地パトロール実施報告検討会」が開催されましたので、会議内容の報告をお願いします。</p>
農地部会長代理(10番)	<p>7月27日に開催した農地パトロール実施後の第1地域の検討会について報告します。</p> <p>出席委員は農業委員、推進委員あわせて19名でした。</p>

<p>農地部会長(10番)</p>	<p>始めに、各地区の農地部会所属委員が調査結果を報告し、情報を共有しました。</p> <p>実施内容は、違反転用農地の状況確認20件、転用許可済み案件の利用状況確認2件、時効取得農地の利用状況確認2件、営農型太陽光発電設備の営農状況確認2件、新規参入者の営農状況確認1件、合計27件の現地調査でした。</p> <p>次に、調査項目ごとの対応方針です。</p> <p>違反転用農地の状況確認は20件で、その内訳は、赤塚地区1件、坂井輪地区亀貝地内1件、計2件の解消、また坂井輪地区小新地内で7件の新規発生がありました。その他は残念ながら前回調査の状況から改善されていませんでした。</p> <p>これは、解消指導と実態把握のため、11月に1件の聞き取り調査を実施すること、あわせて文書指導も例年どおり送付することとしました。</p> <p>転用許可済み案件の利用状況確認2件は、工事進捗状況の提出指導を要するものが1件、また内野地区大学南地内の資材置き場転用許可は、土地利用はされていないものの、休耕畑状態で継続監視することとしました。</p> <p>時効取得農地の利用状況確認2件のうち、赤塚地区1件は休耕畑状態で継続監視することとし、中野小屋地区1件は、水田として利用されており問題なしとしました。</p> <p>営農型太陽光発電設備の営農状況の確認2件は、四ツ郷屋地区、中野小屋地区とも牧草及び出荷用の野菜栽培がされていて、問題なしとしました。</p> <p>新規参入者の営農状況の確認1件、四ツ郷屋地区は、準備不足などが認められることから、地元委員指導のもと営農指導も含めて注視していくとしました。以上です。</p> <p>7月28日に開催した、第2地域の農地パトロール実施後の検討会について報告します。</p> <p>出席委員は農業委員、推進委員あわせて12名でした。</p> <p>始めに、2班で実施した調査結果をまとめて情報を共有しました。</p> <p>第2地域の実施内容は、違反転用農地の状況確認10件、仮登記付き農地の利用状況確認2件、時効取得農地の利用状況確認5件、合計17件の現地調査を実施しました。</p> <p>つづいて、調査項目ごとに対応方針を説明します。</p> <p>違反転用農地の状況確認9件は、黒鳥地内で1件、鳥原地内で1件、計2件の解消、また、木場地内で1件の新規発生となりました。その</p>
-------------------	---

<p>議 長</p>	<p>他は、一部、解消に向かっている箇所はあるものの、ほとんどが、現状のままとなっていました。</p> <p>これは、解消指導と実態把握のため、11月に1件の聞き取り調査を実施すること、あわせて文書指導も例年どおり送付することとしました。</p> <p>仮登記付き農地の利用状況確認2件について、1件は農地として利用があり問題なしとしましたが、西区北場の農地は、耕作管理されておらず、協議の結果、今年度は文書指導することとしました。</p> <p>時効取得農地の利用状況確認5件は、すべて農地利用されており問題はないと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今、農地部会長と部会長職務代理者より報告がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>事務局から報告事項等はありませんか。</p> <p>36ページ、8、9月の業務日程です。</p> <p>始めに8月の業務日程です。</p> <p>4日、水曜日、午後3時から、農政振興部会を区役所303会議室で開催します。農政振興部会委員、会長及び会長職務代理者の出席をお願いします。</p> <p>18日、水曜日、午後1時30分から、市町村農業委員会代表者研修会が中央区で開催されます。役員及び推進委員代表の出席をお願いします。</p> <p>19日、木曜日、午後3時30分から、新潟市6農業委員会連絡協議会が中央区で開催されます。会長及び会長職務代理者が出席されません。</p> <p>26日、木曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。27日、金曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。</p> <p>31日、火曜日、午後3時から、8月定例総会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。</p> <p>次に8月の申請締切日です。農地法8月総会分が8月11日、水曜日、農業経営基盤強化促進法9月総会分が8月25日、水曜日です。</p> <p>最後に9月の業務日程です。</p> <p>27日、月曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終</p>

<p>議 長</p>	<p>了後に調査委員会を開催します。28日、火曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。</p> <p>30日、木曜日、午後3時から、9月定例総会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。</p> <p>この他、8月20日、金曜日に新潟県女性農業委員の会役員会が中央区で開催され、江端委員が出席されます。以上です</p> <p>ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、以上で7月の定例総会を閉会します。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本間 雄一

署名委員 渡邊 正行

署名委員 渡部 藤四夫